

第11804号 平成 21 年 5 月 8 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

				7]\																													
		安市																															1
		安市																									 (IJ)	1
\bigcirc	障	害者	自	<u>\\ \</u>	支	援	法	に	基	づ	<	指	定	障	害	福	祉	サ	_	ピ	`ス	事	業	者	0								
		定に																															2
		害者																															2
		用コ																															2
		路の																															2
\bigcirc	平	成2	1年	度	2	等	陸	,	海	,	空	士	自	衛	官	採	用	試	験	\mathcal{O}	受	:付	朔	間	等		 (市	町	村	総	室)	3
		公		告																													
		営士																															4
\bigcirc	都	市計	十画	法	に	ょ	る	開	発	行	為	工	事	完	了	公	告			•							 		(建	築	課)	4

告 示

熊本県告示第457号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保 安林の指定をする。

平成21年5月8日

熊本県知事 蒲 島郁

- 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町新合字池ノ尾2900番、2901番1
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件 3
 - 立木の伐採の方法 (1)
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字池ノ尾2901番1(次の図に示す部分に限る。)

 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第458号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成21年5月8日

熊本県知事 蒲 島 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市狩尾字日下1836番53 (次の図に示す 1 部分に限る。)

- 温度の目的 土砂の流出の防備 指定施業要件 1) ウナイニ
- - (1)立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第459号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年5月8日

熊本県知事	蒲	島	郁	夫

-		,,,,		141 / 4
事業所の名称及び所	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	指定障害福
在地	る事務所の所在地及			祉サービス
	び代表者の氏名			の種類
アート工房クレヨン	NPO法人くれよん	平成21年	4311880118	就労継続支
の森	のもり	5月1日		援B型
球磨郡錦町大字一武	球磨郡錦町大字一武			
2 1 9 6 番地 2	2 1 9 6 番地 2			
	遠山 令二			

熊本県告示第460号

で書者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成21年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	る事務所の所在地及			種類
	び代表者の氏名			
ヘルパーステーショ	株式会社 優光	平成21年	4311880126	・居宅介護
ン優光	球磨郡多良木町大字	5月1日		• 重度訪問
球磨郡多良木町大字	多良木1285番地			介護
多良木1285番地	赤池 きよみ			

熊本県告示第461号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により河川管理施設である 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定 により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称
 - 一級河川球磨川水系野間川
- 2 河川管理施設の名称又は種類

野間川右岸堤防

3 河川管理施設の位置

球磨郡錦町大字木上西字三の坪912番地先から球磨郡錦町大字木上西字三の坪870番の2地先まで

- 4 管理を行う者の氏名及び住所
 - 道路管理者 錦町 代表者 錦町長 森本完一

球磨郡錦町大字一部1587番地

- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- (2) 路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間

平成21年3月2日から道路の存続する日まで

熊本県告示第462号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年5月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において

一般の縦覧に供する。

平成21年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路	線	名	供	用	を	開	始	す	る	区	間	延	長	備	考
													(メー	トル)		
一般県道	坂瀬	川御	領	天草郡	苓北	町垣	坂瀬	JII =	字鶴) :	巣		98.	0	単県	側
	線					2	2 6	2 7	番 2	地	先か	ら			溝(1	仮設
				同所											道路	0
						2	2 5	4 7	番 1	地	先ま	で			設置)

供用を開始する期日 平成21年5月11日

熊本県告示第463号

平成21年度2等陸士、2等海士及び2等空士の自衛官採用試験の受付期間及び応募資格が定められ、試験期日、試験場並びに連絡先の位置及び名称を次のとおり定めたので、 自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第11 8条の規定に基づき告示する。

平成21年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受付期間

男子 (1)

> 年間を通じ実施する。ただし、平成22年3月高等学校卒業予定者又は中等教育 学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施す る。

(2)女子

平成21年8月1日(土)から同年9月11日(金)まで(締切日必着)。 ただ 平成22年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校の後期課程修了予定者の 受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。

- 応募資格
 - 男子 (1)
 - 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
 - (2)女子
 - 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の女子
- 試験期日
 - (1)男子

受付時に指定する。ただし、平成22年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、平成21年9月16日(水)以降に実 施する。

(2)女子

平成21年9月27日(日)及び28日(月)

試験場 4

受付時又は受験票交付時に指定する。連絡先の位置及び名称

3 理船光の位直及の名称		
位置	名称	電 話 番 号
₹ 8 6 2 - 0 9 7 1	自衛隊熊本地方協力本部	0 9 6 - 3 6 6 - 1 2 7 1
熊本市大江四丁目2番21号		
- 8 6 2 - 0 9 7 1	熊本分駐所	0 9 6 - 3 6 6 - 1 2 7 4
熊本市大江四丁目2番21号		
T 8 6 2 - 0 9 5 4	熊本募集案内所	0 9 6 - 3 8 4 - 6 3 3 0
熊本市神水一丁目3番7号		
- 8 6 9 - 0 4 0 7	宇城募集案内所	0 9 6 4 - 2 3 - 2 0 4 7
宇土市松原町25番地7		
T 8 6 5 - 0 0 6 4	玉名地域事務所	0 9 6 8 - 7 2 - 4 2 1 1
玉名市中1908番地2		
T 8 6 1 - 0 5 0 1	山鹿地域事務所	0 9 6 8 - 4 3 - 7 4 5 7
山鹿市山鹿417番地		
〒 8 6 1 − 1 3 0 6	菊池分駐所	0 9 6 8 - 2 4 - 2 7 7 2
菊池市大琳寺239番地		

〒866-0883 八代市松江町526番地3	八代出張所	0 9 6 5 - 3 3 - 7 0 0 1
〒 8 6 7 − 0 0 4 2	水俣地域事務所	0 9 6 6 - 6 3 - 5 8 6 3
水俣市大園町一丁目11番5号		
〒868-0008 人吉市中青井町320番地1 3	人吉地域事務所	0 9 6 6 - 2 2 - 4 7 0 4
〒863-0034 天草市浄南町1番地13号	天草駐在員事務所	0 9 6 9 - 2 2 - 3 3 4 9
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546 番地3	阿蘇地域事務所	0 9 6 7 - 2 2 - 4 5 7 5

公 告

熊本県公告第247号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第1 95号)第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。 平成21年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

				, , , ,
事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用用	岡原・多	平成16年11月19日	平成21年1月30日	熊本県
排水施設、	良木(あ			
農業用道	さぎり町、			
路、暗渠	多良木町)			
排水				
農業用用	宮原(あ	平成18年12月8日	平成21年3月19日	熊本県
排水施設	さぎり町)			
農業用用	中くま	平成14年11月7日	平成21年3月25日	熊本県
排水施設、	(あさぎ			
農業用道	り町)			
路、区画				
整理、農				
用地の保				
全				

熊本県公告第248号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成21年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市野々島字中野4393番296、同4393番297、同4393番298、同4393番299、同4393番301、同4393番302 及び同4393番103の一部 1,141.24平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 合志市御代志854番地 野沢工芸建築株式会社